



## [米国審決] 先行技術文献がクレーム発明に類似しているか否か

### — 非自明性判断 —

- Appeal 2020-002596 「USPTO vs TAPANI TASKINEN and AKI BACKMAN」 (2020年10月28日審決)
- [結論] Lockwoodは本件発明に類似しない。審査官の審査結果を破棄する。
- [主な論点] 米国特許法第103条(先行技術文献に基づく自明性)。...本願: No.13/991,197, ... Lockwood: No.US2003/0014022A1

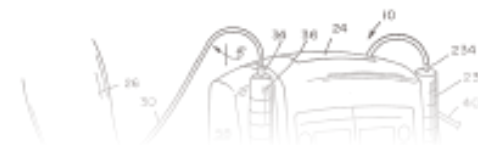
#### ■ 概要

本件クレーム20に係る発明(“adjustable massage apparatus”)に対して、Lockwood(“vacuum treatment devices for a user”)が類似するか否かが争われた事件。

#### ■ 本件クレーム20発明

20. An adjustable massage apparatus, comprising:  
a central unit comprising a low-pressure pump;

#### ■ Lockwood Fig.1



## ” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。  
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信!  
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。